

文化的施設整備事業

主な「説明・意見交換会」等配布資料 1/3

④ 広報関係 【注】映像関係（CATV 文字放送・行政放送等）、町公式 HP・SNS による発信を除く

① 主な「説明・意見交換会」等配布資料

(1) 文化的施設「各種団体等」用説明資料（共通） [R03.04.27～]

R06.02.15

企画課文化的施設整備推進室

文化的施設整備推進事業 各種団体等用説明資料（共通）

▶基本設計「文化的施設」
イメージ（模型）写真



令和3年5月13日改訂版 Ver.2.1
(4月27日作成)

企画課文化的施設整備推進室

今回のご説明内容と皆様をお願いしたいこと

——— 主な説明内容 ———

- ① 文化的施設整備推進室の設置及び体制
- ② 課題の整理と今後の進め方等
- ③ 基本設計の概要…別紙「抜粋版」参照

——— お願いしたいこと ———

地区の総会や各種団体の会議、グループの集まりなど、ご説明に伺える機会がありましたら…

- ① 積極的な「お声掛け」をお願いします。
- ② 日程等の「情報提供」をお願いします。

※ ご説明させていただくお時間は15分程度です。

文化的施設整備事業 これまでの経過及び今後の予定(案)

R03.05.13 文化的施設整備推進室変更



平成28年度 (2016年) 5月8日、9月、12月
 平成29年度 (2017年) 9月
 平成30年度 (2018年) 7月、7月、3月、3月、4月
 令和元年度 (2019年) 9月、2月、2月、4月、4月
 令和2年度 (2020年) 3月
 令和3年度 (2021年) 9月、3月

議定会例会において文化的施設(図書館)関連の一般質問等が始まる
 地域座談会での意見内容を議会9月定例会の「行政報告」の中で報告
 地域座談会を開催 ↓ 図書館等の文化施設の充実を求める意見あり

文化的施設検討委員会(15名)を設置 ※令和2年3月まで

地域情報化アドバイザー委託業務を契約(総務省補助事業/町負担なし)
 検討委員会「ワークショップ運営等支援委託業務」を契約 ↓ 策定に着手

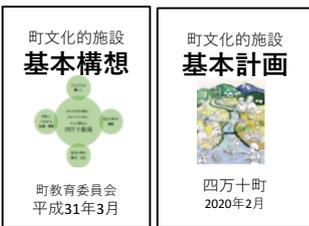
「基本計画策定及び設計事業者選定公募支援委託業務」を契約 ↓ 策定に着手

文化的施設「基本構想」策定

「補完アドバイザー」委託業務を契約

「基本設計」及び「サービス計画」策定業務等に着手
 総合アドバイザー委託業務を契約
 基本設計の委託先をプロポーザル方式により決定
 文化的施設「基本計画」策定

議会9月定例会の行政報告において「建設予定地」表明



文化的施設「基本設計」完成

文化的施設「サービス計画」策定(予定)

補正予算「実施設計委託料・用地購入費等」計上(予定)

文化的施設建設反対の「嘆願書」受付



<参考>
 合併特例債発行(借入)
 期限: 令和7年度

今後の主な作業内容	期 間
補正予算計上(実施設計・用地購入等)	—
実施設計 → 工事費積算	12か月
事業認定申請(土地収用手続) ※並行作業	—
工事予算計上 → 予算可決	2か月
入札手続 → 契約議案可決 → 契約	2か月
本体工事	12か月
図書等引越し作業・開館準備	6か月
予 備	2か月
計	[最短] 約3年

文化的施設の整備目的と役割①

基本構想・基本計画

町総合振興計画

町教育振興基本計画

町まちづくり計画

町市街地再生基本構想

文化的施設
基本構想

ビジョン
(未来予想図)

まちの文化が流れ、ひとにひらかれ、ひとが集まる四万十駄場

コンセプト
(概念・構想)

人・自然・文化 ～やわらかい社会をつくる～

これまで町立図書館が役割を果たしてきた「読書支援」「学習支援」「調査研究」「地域資料や郷土資料の保存」といった伝統的図書館の要素をさらに充実・強化し、同時に新しい要素として「創造」「交流」「活用」へと発展させていきます。

アクションプラン
(行動計画)

- (ア) 図書館・美術館・コミュニティを核とする文化機能の融合
 - (イ) 広域なまち全体にひらかれ、各地域をつなぐ
 - (ウ) 施設をともに支えるサポーター制度の整備
 - (エ) 実空間と情報空間をつなぐ情報システムの導入
- 大正分館の機能強化と連携
十和分館(又は分室)の開設と連携

具体的な
5つの役割

- ① 人とまちをつなぐ、コミュニティの場
- ② 子どもたちが自分の居場所を見つけられる場
- ③ 最新の情報と技術を活用した多様な文化・芸術体験の場
- ④ 想像／創造体験を通じた自己表現の場
- ⑤ STEAM (スティーム) 教育に基づく試行錯誤の場

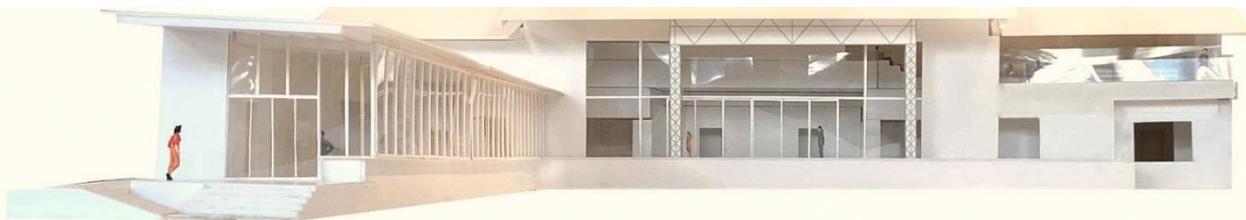
施設の
4つの機能

- ① 図書館機能
- ② 美術館機能
- ③ 展示機能
- ④ コミュニティ機能

4つの機能が複合的に集約化された施設

それぞれの機能が有機的に連携することで、これまでにない活動スタイルや世代間の交流が生まれ中心市街地の賑い創出の拠点となる

町民の課題解決を応援します！
子どもたちの未来に投資します！



文化的施設
基本計画

文化的施設の整備目的と役割②

これからの四万十町に何が必要か？町民が何を求めているのか？

文化的施設の整備は…

▶単なる「図書館・美術館」の建替えではありません

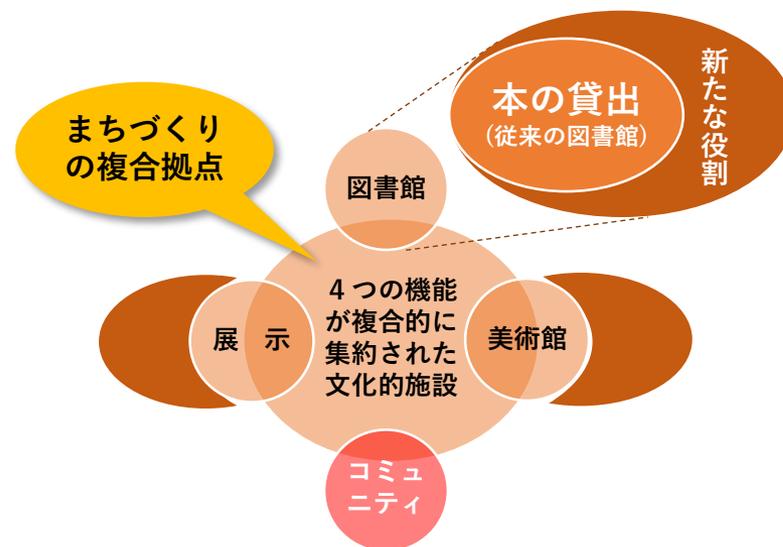


▶建物を整備するだけの事業(計画)ではありません



文化的施設は…

▶図書館・美術館の機能だけではありません



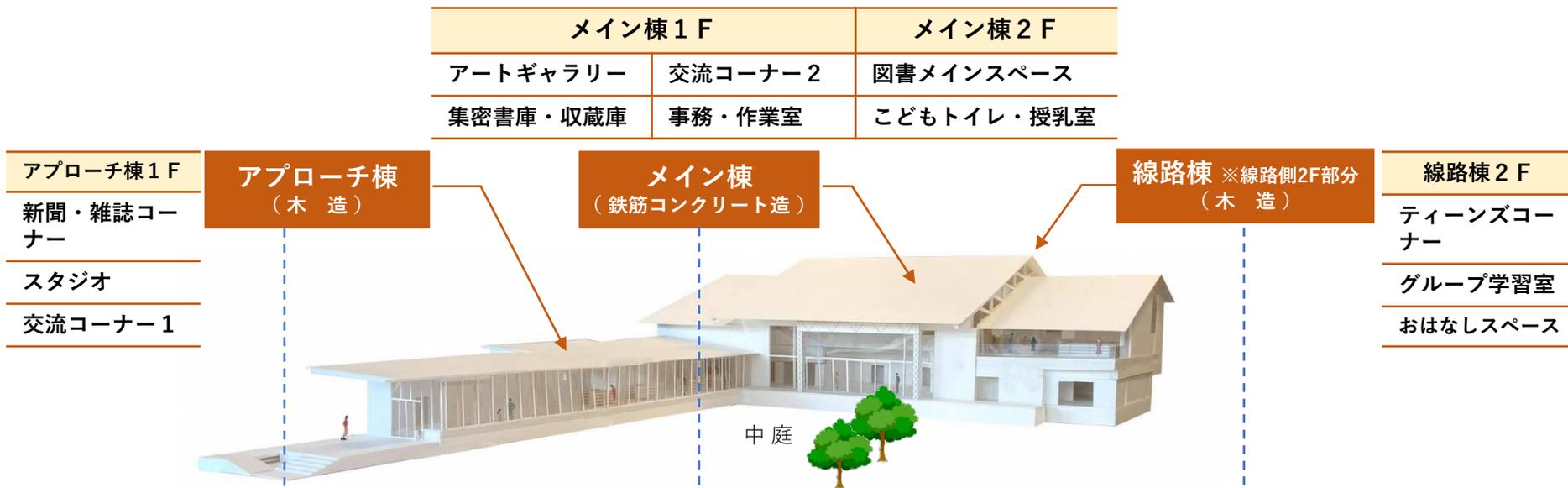
施設をきっかけ(核)とした「まちづくり」と「市街地再生」

- ▶町民の課題の数だけ需要がある → 基本構想・基本計画の方針や方向性を具体化
- ▶施設が完成して終わり(ゴール)ではなく、町民が活用しながら創り上げていくモノ

文化的施設 (仮称) の概要①

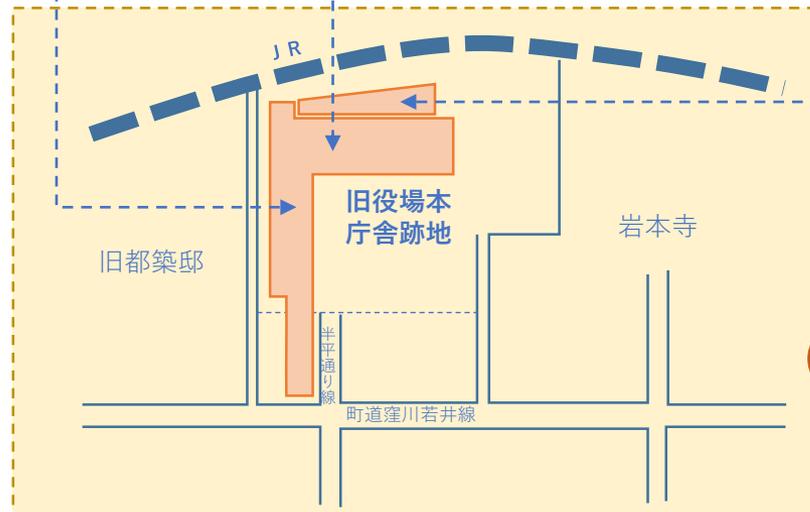
文化的施設 **基本設計**

【注】配置等は今後変更となる場合があります

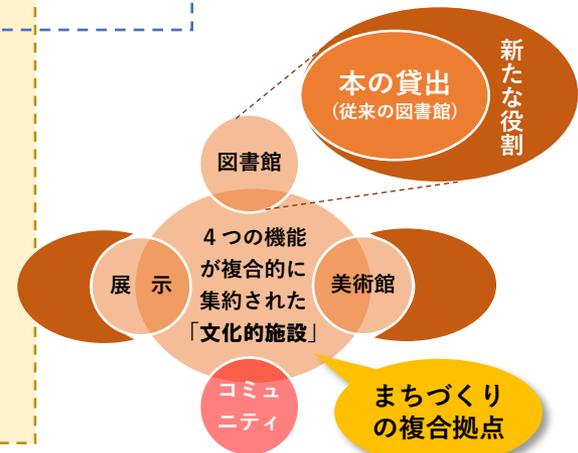


施設の概要 R03.04.22 現在

延床面積	2,028 m ²
構造	メイン棟…鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) アプローチ棟 } 木造 線路棟 }
木材使用量	90 ~ 110 m ³
総事業費	15億6,396万円 (税込)



施設の設置目的と機能

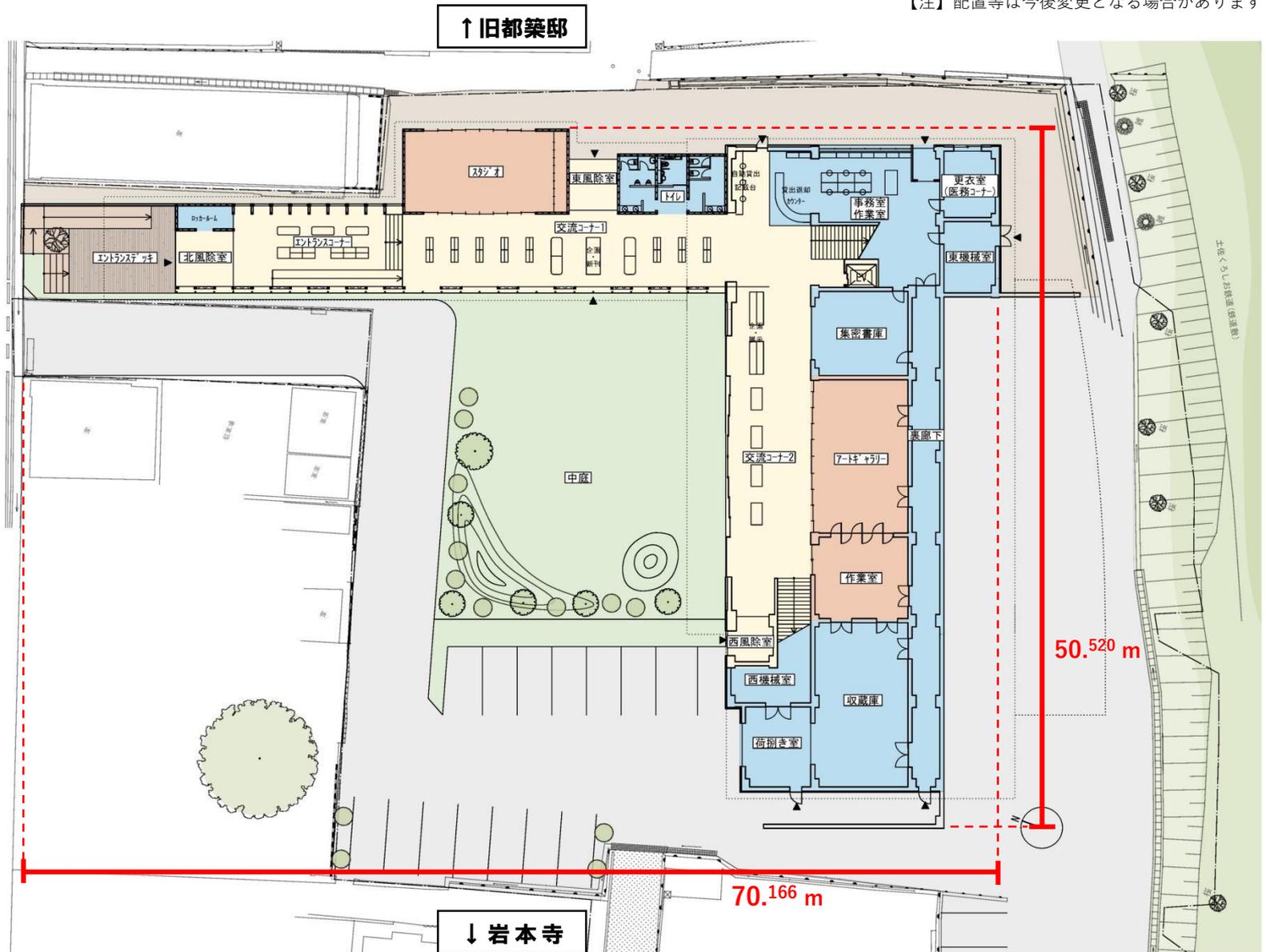


【注】精査中／事業費未確定部分を除く

文化的施設 (仮称) の概要②

文化的施設 基本設計

【注】配置等は今後変更となる場合があります

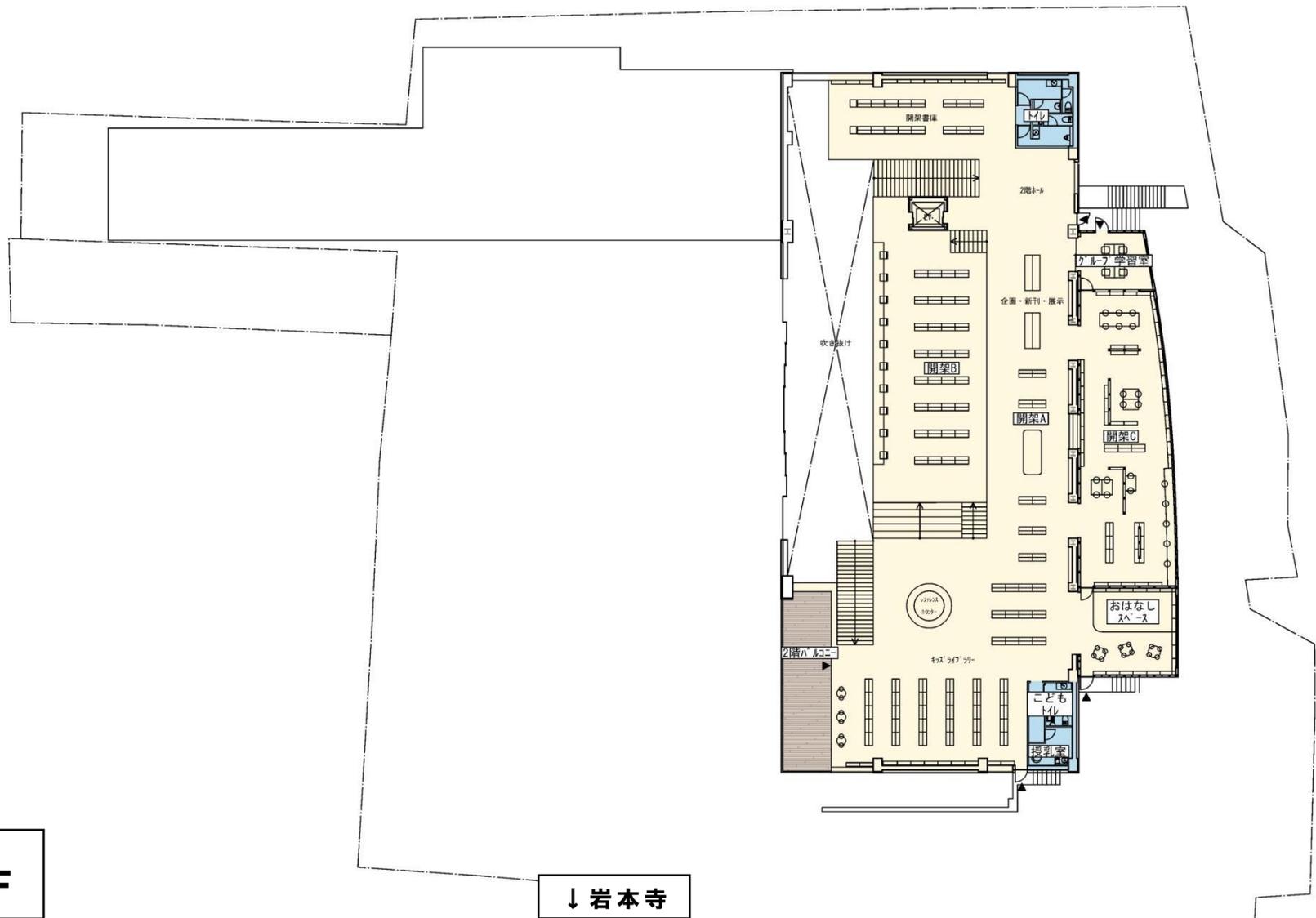


文化的施設 (仮称) の概要③

文化的施設 基本設計

【注】配置等は今後変更となる場合があります

↑ 旧都築邸



2F

↓ 岩本寺

文化的施設(仮称)の概要と類似施設との比較

R03.04.27 現在



参考施設 1



参考施設 2

名称	文化的施設(仮称)
延床面積	2,028 m ²
構造	メイン棟…鉄筋コンクリート造 (屋根=鉄骨) アプローチ棟 } 木造 線路棟 }
木材使用量	90 ~ 110 m ³
本体概算工事費	11億9,977万円 (税抜)
主な機能	①図書館機能 ②美術館機能 ③展示機能 ④コミュニティ機能

名称	小鳩保育所
延床面積	593.49 m ² (倉庫棟14.4m ² 含む)
構造	木造平屋
木材使用量	176.74 m ³
総事業費	4億3,944万円

名称	役場本庁舎
延床面積	6,100.42 m ²
構造	RC造一部S造、木造(免震)、地上3階建
木材使用量	611 m ³ (注) 粗挽き後の消費量
総事業費	34億6,894万円

▶文化的施設「整備事業費」見込額

単位：万円(税込)

歳出	H29~R05計	
計画策定	3,920万円	基本計画策定及び設計事業者選定公募支援、総合アドバイザー委託など
設計及び監理	1億3,093万円	基本設計・実施設計・工事監理委託
調査測量	925万円	旧役場跡地用地測量・擁壁補強工事設計、ポーリング調査委託など
用地補償	3,263万円	事業認定申請図書等作成、用地購入、支障物件等移転補償など
整備工事	13億1,975万円	本体工事、外構工事、什器・備品購入費など
システム導入	830万円	図書システム整備委託
引越費用	500万円	図書等引越費用
事務費	1,890万円	会計年度任用職員報酬・検討委員会委員謝金・旅費など
計	15億6,396万円	

<参考> 現「図書館」「美術館」の状況

- ・昭和40年に「窪川町立図書館」を開館。平成12年に現施設(旧法務局)に移転し、町立美術館を併設。
- ・平成26年に町立図書館大正分館を開館。
- ・延床面積：615.65 m² ※以下、大正分館を除く
うち図書閲覧室：229.27 m²
- ・構造：鉄筋・鉄骨コンクリート造
- ・駐車台数：11台

文化的施設「整備事業費」と「財源内訳」見込額

R03.05.13 現在

整備事業費計 (見込額)	※「正職員に係る人件費」「町債に係る利子」「ランニングコスト(維持管理費等)」を除く現時点における見込額			
	国・県支出金	町債	その他	一般財源
15億6,396万円	0万円	13億6,540万円	1億200万円	9,656万円

▶ひと口メモ

町債とは？

- ①地方公共団体(自治体)が財政上必要とする資金を、外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一般会計年度を超えて行われるもの、いわゆる「町の借金(ローン)」です。
※資金の借入れ(歳入)を「町債」や「地方債」「起債」といい、その返済(歳出)を「公債費」といいます。

ポイント

- ②自治体(町)の借金は、個人や企業の借金と違って、借り入れた町債の種類に応じて、後年度に「普通交付税として措置(交付)」されるものがあります。これを「交付税措置」と呼んでいます。
※交付税措置される割合は、借り入れた町債の種類によって異なります。例えば「合併特例債」と言われる借りの場合、返済金(公債費)に対して70%が普通交付税として措置(交付)されます。
- ③文化的施設の整備にあたっては、平成18年3月の町村合併によって借入れが可能となった「合併特例債」を活用します。
※合併特例債には法的な期限があり、四万十町の場合、令和7年度までに活用(借入れ)する必要があります。
- ④合併特例債は、その対象となる経費の95%(充当率)を上限に借り入れることができます。
なお、文化的施設整備については、現時点の整備事業費計15億6,396万円のうち、13億6,540万円の借入れを見込んでいます。
- ⑤この借り入れた額13億6,540万円の返済金に対し、合併特例債の場合はその70%に当たる9億5,578万円(利子除く見込額)が普通交付税として交付される見込みです。
- ⑥このため、交付税措置される額を差し引いた「町の借金に対する実質的な負担」は4億962万円(利子除く見込額)となります。

町がこの事業の資金として借り入れる借金

町がこれまでに積立てた貯金(基金)

①町が事業実施時に負担する額
計 1億9,856万円

+

②町がこの事業の資金として借り入れる借金
計 13億6,540万円

+

③上記のうち、普通交付税で措置(交付)される額
計▲9億5,578万円

<参考>交付税措置される額を差し引いた「町の借金に対する実質的な負担」計4億962万円

||

④町(民)がこの事業で支出する実質的な負担総額
整備事業費計15億6,396万円に対して… 計 6億818万円

1. 必要性の確認



① サービス計画の策定

必要性の確認

- ① サービス内容の確定
(コミュニティ部分含む全体像)
- ② 利用見込者数等の試算
- ③ 運営体制(将来含む)の検討
- ④ 大正分館との連携調整
- ⑤ 十和地域との連携調整

② 関係者等との調整

合意形成(関係者)

- ① 土地所有者との調整
- ② 近隣住民等への説明
- ③ 関係団体等との調整

⑧ 住民等説明及び広報

合意形成(町全体)

- ① 町民への説明
- ② 議会への説明
- ③ 事業内容に関する広報

町民・関係者・議会等への
説明 → 最終判断

⑦ 全体イメージ(図)作成

- ① 文化的施設完成イメージ
- ② 施設機能(サービス)イメージ
- ③ 窪川市街地再生イメージ
- ④ 町全体への波及・連携イメージ
- ⑤ 住民等への説明資料作成

事業の『見える化』と『周知』

③ 窪川市街地活性化の取組

- ① 窪川中心市街地活性化協議会との連携
- ② 商工会・観光協会との連携
- ③ まちなか再生事業との連携
- ④ コワーキングスペース整備事業との連携
- ⑤ 活性化に向けた具体案の検討

⑥ 事業費及びランニングコスト

- ① 区分別概算事業費の算出
 - ② 財源計画の検討
 - ③ 新施設のコスト試算
 - ④ 既存施設とのコスト比較
 - ⑤ 図書等購入計画の作成
 - ⑥ 中期財政計画への反映
- ※ いずれも人件費含む

可能性の確認

⑤ 課題解決

- ① 文化的施設の位置付け整理及び名称等の検討
- ② 文化的施設用駐車場の確保
- ③ 現施設の跡地利用の検討
- ④ (職員駐車場の確保)
- ⑤ ???

課題の把握と解決

④ 十和・大正地域の在り方検討

- ① 検討方法・体制等の協議
- ② ワークショップ等の開催
- ③ 各地域の在り方等を検討
※特に十和地域の方向性や具体的な対策を提示